

◎中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正後

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 〔略〕

2 〔略〕

3 この法律において「特定配偶者」とは、第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、同項に規定する特定中国残留邦人等以外の者に限る。）である者をいう。

4・5 〔略〕

改正前

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これらの者の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

3 4 〔略〕

(国等の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 〔略〕

第五条 国及び地方公共団体は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援のための施策を有機的連携の下に総合的に、策定し、及び実施するものとする。

(支援給付の実施)

第十四条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

(国等の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 〔略〕

第五条 国及び地方公共団体は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援のための施策を有機的連携の下に総合的に、策定し、及び実施するものとする。

(支援給付の実施)

第十四条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 〔略〕

3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該特定配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）は、この限りでない。

4 〔略〕

5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようになるために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

6～8 〔略〕

〔配偶者支援金の支給〕

第十五条 この法律による配偶者支援金の支給は、前条第三項の規

2 〔略〕

3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。）があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）は、この限りでない。

4 〔略〕

5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、特定中国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようになるために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

6～8 〔略〕

〔新設〕

定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

2| 配偶者支援金は、月を単位として支給するものとし、その月額
は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同
法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法
第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。）を十二で
除して得た額に三分の二を乗じた額とする。

3| 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、配偶者支援金の支給
について準用する。

4| 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁
した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならな
い。

5| 前各項に定めるもののほか、配偶者支援金の支給に関し必要な
事項は、厚生労働省令で定める。

（譲渡等の禁止等）

第十六条 第十三条第三項の一時金、支援給付及び配偶者支援金を
受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることがで
きない。

2 租税その他の公課は、第十三条第三項の一時金、支援給付及び
配偶者支援金として支給を受けた金品を標準として、課すること
ができない。

第十七条・第十八条 〔略〕

（譲渡等の禁止等）

第十五条 第十三条第三項の一時金及び支援給付を受ける権利は、
譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 租税その他の公課は、第十三条第三項の一時金及び支援給付と
して支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第十六条・第十七条 〔略〕

(事務の区分)

第十九条 第十四条第四項(第十五条第三項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第十八条 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|--|--|
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | | | |
| 法律 | 法律 | 法律 | 法律 |
| 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第二百二十七号） | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第二百二十七号） | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第二百二十七号） | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第二百二十七号） |
| 事務 | 事務 | 事務 | 事務 |
| 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 第十四条第四項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務 | 第十四条第四項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務 | 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務 | 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務 |

| | |
|-----|---|
| [略] | |
| [略] | <p>それぞれ同表の上欄に掲げる地方公共 団体が処理することとされている事 務</p> |

| | |
|-----|--|
| [略] | |
| [略] | <p>団体が処理することとされている事 務</p> |

改正後

改正前

（所得割の課税標準の算定の方法）
第七十二条の二十三〔略〕

（所得割の課税標準の算定の方法）
第七十二条の二十三〔略〕

2 前項に規定する社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。

2 前項に規定する社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。

一 〔略〕

一 〔略〕

二 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護保健施設サービスに限る。）若しくは出産扶助のための助産若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定

二 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護保健施設サービスに限る。）若しくは出産扶助のための助産若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定

する介護療養施設サービスに限る。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)に基づき医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス

三〇五 [略]

三〇四 [略]

する介護療養施設サービスに限る。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)に基づき医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス

三〇五 [略]

三〇四 [略]

改正後

改正前

（社会保険診療報酬の所得計算の特例）

（社会保険診療報酬の所得計算の特例）

第二十六条 〔略〕

第二十六条 〔略〕

2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。

2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。

一 〔略〕

一 〔略〕

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護保健施設サービスに限る。）若しくは出産扶助のための助産若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げ

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護保健施設サービスに限る。）若しくは出産扶助のための助産若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げ

る施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）附則第二条

第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス

三〇五 〔略〕

三・四 〔略〕

る施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス

三〇五 〔略〕

三・四 〔略〕

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

| | | | |
|--------------------|--|--------------------|--|
| 改正後 | | 改正前 | |
| 別表第一（第三十条の七関係） | | | |
| 提供を受ける国の 機関又は法人 | [略] | 提供を受ける国の 機関又は法人 | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 七十七の七 厚生 労働省 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律（平成六年法 律第三十号）による同法第十三条第三項の 一時金の支給に関する事務であつて総務省 令で定めるもの | 七十七の七 厚生 労働省 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 六年法律第三十号）による同法第十三条第 三項の一時金の支給に関する事務であつて 総務省令で定めるもの |

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）
 （抄）（附則第八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施）</p> <p>第四条 特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるものが附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に死亡した場合において、当該配偶者（以下「施行前死亡者の配偶者」という。）が当該規定の施行の際現に生活保護法による保護を受けている者であり、かつ、当該規定の施行後も当該施行前死亡者の配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該施行前死亡者の配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第三項の規定により同条第三項の支援給付を受けることとなる特定配偶者（同法第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正す</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施）</p> <p>第四条 特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるものが附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に死亡した場合において、当該配偶者（以下「施行前死亡者の配偶者」という。）が当該規定の施行の際現に生活保護法による保護を受けている者であり、かつ、当該規定の施行後も当該施行前死亡者の配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該施行前死亡者の配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等又は新法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者がある場合を除き、当該施行前死亡者の配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前死亡者の配偶者の生活を支援する給付（以下「支援給付」という。）を行うものとする。ただし、当該施行前死亡者の配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚</p> |

る法律（平成二十五年法律第 号。以下この項において「平

成二十五年改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者若しくは平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定により中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者があ
る場合を除き、当該施行前死亡者の配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前死亡者の配偶者の生活を支援する給付（以下「支援給付」という。）を行うものとする。ただし、当該施行前死亡者の配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）は、この限りでない。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第二項及び第四項から第八項まで並びに第十六条の規定は、支援給付について準用する。

3 前項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）は、この限りでない。

2 新法第十四条第二項及び第四項から第八項まで並びに第十五条の規定は、支援給付について準用する。

3 前項において準用する新法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされて

保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（訴訟上の救助により猶予された費用に関する特例等）

第五条 この法律の公布の際現に係属している永住帰国した中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第二条第一項に規定する中国残留邦人等をいう。以下同じ。）又はその相続人その他の一般承継人であると主張する者が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条第一項の規定に基づき国に対して提起した訴えに係る訴訟であつて、当該者（以下「原告」という。）が国の公務員は原告（原告が中国残留邦人等の相続人その他の一般承継人であると主張する者である場合にあつては、当該中国残留邦人等）を早期に帰国させる義務又はその帰国後にその自立の支援を行う義務に違反したと主張するものにおいて、訴訟上の救助により支払が猶予された費用については、この法律の公布後に当該訴訟につき原告が訴え（原告が敗訴した場合における上訴を含む。）を取り下げ、若しくは請求の放棄をし、又は当事者が裁判所において和解（訴訟を終了させることをその合意の内容とするものに限る。）をしたときは、国は、当該訴訟の原告に対し、これを請求することができない。

いる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（訴訟上の救助により猶予された費用に関する特例等）

第五条 この法律の公布の際現に係属している永住帰国した中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第二条第一項に規定する中国残留邦人等をいう。以下同じ。）又はその相続人その他の一般承継人であると主張する者が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条第一項の規定に基づき国に対して提起した訴えに係る訴訟であつて、当該者（以下「原告」という。）が国の公務員は原告（原告が中国残留邦人等の相続人その他の一般承継人であると主張する者である場合にあつては、当該中国残留邦人等）を早期に帰国させる義務又はその帰国後にその自立の支援を行う義務に違反したと主張するものにおいて、訴訟上の救助により支払が猶予された費用については、この法律の公布後に当該訴訟につき原告が訴え（原告が敗訴した場合における上訴を含む。）を取り下げ、若しくは請求の放棄をし、又は当事者が裁判所において和解（訴訟を終了させることをその合意の内容とするものに限る。）をしたときは、国は、当該訴訟の原告に対し、これを請求することができない。

2

[略]

2

[略]

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）（附則第九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>附則</p> <p>（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部改正）</p> <p>第三百三十三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> | <p>附則</p> <p>（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正）</p> <p>第三百三十三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> |

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）（附則第十条関係）（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | | 改正前 | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>別表第二の十二の項中「実施」の下に「又は措置」を加え、同表中百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五の項の次に次のように加える。</p> <p>百十六 市町村 長</p> | <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>別表第二の十二の項中「実施」の下に「又は措置」を加え、同表中百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五の項の次に次のように加える。</p> <p>百十六 市町村 長</p> | <p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>〔略〕</p> | <p>〔略〕</p> <p>都道府府 生活保護関係情報、 児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>〔略〕</p> | <p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>〔略〕</p> | <p>〔略〕</p> <p>都道府府 生活保護関係情報、 児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>〔略〕</p> |

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

別表第一（第九条関係）

別表第一（第九条関係）

| | | | |
|-----------------|--|----------------|---|
| 〔略〕 | 〔略〕 | 六十二 厚生 労働大臣 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの |
| 六十三 都道 府県知事等 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者の支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 〔略〕 | 〔略〕 |

| | | | |
|-----------------|--|----------------|---|
| 〔略〕 | 〔略〕 | 六十二 厚生 労働大臣 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの |
| 六十三 都道 府県知事等 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 〔略〕 | 〔略〕 |

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

| | | | |
|-------|-----|-------|--------|
| 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
| 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |

| | | | |
|-------|-----|-------|--------|
| 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
| 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |

| | | | |
|--------------------|---|------------------------|---|
| <p>九 市町村 長</p> | <p>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> | <p>都道府県知事等</p> | <p>生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの</p> |
| <p>十三 都道府県知事</p> | <p>〔略〕 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は</p> | <p>〔略〕 都道府県知事等</p> | <p>〔略〕 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p> |
| <p>九 市町村 長</p> | <p>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> | <p>都道府県知事等</p> | <p>生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの</p> |
| <p>十三 都道府県知事</p> | <p>〔略〕 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は</p> | <p>〔略〕 都道府県知事等</p> | <p>〔略〕 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p> |

| | | | | | | | |
|---|--------------------------|-----|-----|---|-----|--|---|
| 事 | 二十四都道府県知 | 〔略〕 | | 十五 都道府県知事 又は市町村長 | 〔略〕 | | 費用の支払命令 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの |
| | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律によ | 〔略〕 | | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 〔略〕 | | |
| | 都道府県知事等 | 〔略〕 | 〔略〕 | 都道府県知事等 | 〔略〕 | | |
| | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係 | 〔略〕 | 〔略〕 | 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの | 〔略〕 | | |
| 事 | 二十四都道府県知 | 〔略〕 | | 十五 都道府県知事 又は市町村長 | 〔略〕 | | 費用の支払命令 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの |
| | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律によ | 〔略〕 | | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 〔略〕 | | |
| | 都道府県知事等 | 〔略〕 | 〔略〕 | 都道府県知事等 | 〔略〕 | | |
| | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係 | 〔略〕 | 〔略〕 | 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの | 〔略〕 | | |

| | | | | | | |
|-----|--|---|-----|-----|-----|------------------|
| | 二十六都道府県知事等 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | |
| 〔略〕 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 情報であつて主務省令で定めるもの |
| 〔略〕 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの | | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 情報であつて主務省令で定めるもの |
| | 二十六都道府県知事等 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | |
| 〔略〕 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 情報であつて主務省令で定めるもの |
| 〔略〕 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの | | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 情報であつて主務省令で定めるもの |

| | | | | | | | | | |
|---------|---|----------------|-----|-----|--|-----|--|--|--|
| 八十七都 | | 臣 生労働大 厚 | 〔略〕 | | 七十市町 村長 | 〔略〕 | | | |
| 中国残留邦人等 | めるもの て主務省令で定 する事務であつ 険料の納付に関 金の支給又は保 法律による一時 の支援に関する 定配偶者の自立 留邦人等及び特 帰国した中国残 促進並びに永住 の円滑な帰国の | 中国残留邦人等 | 〔略〕 | | 母子保健法によ る費用の徴収に 関する事務であ つて主務省令で 定めるもの | 〔略〕 | | | |
| 〔略〕 | | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 都道府県知 事等 | 〔略〕 | | | |
| 〔略〕 | | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 生活保護関係情報 又は中国残留邦人 等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの | 〔略〕 | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------|---------------|----------------|-----|-----|---|-----|--|--|--|
| 八十七都 | | 臣 生労働大 厚 | 〔略〕 | | 七十市町 村長 | 〔略〕 | | | |
| 中国残留邦人等 | もの 務省令で定める | 中国残留邦人等 | 〔略〕 | | 母子保健法によ る費用の徴収に 関する事務であ つて主務省令で 定めるもの | 〔略〕 | | | |
| 〔略〕 | | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 都道府県知 事等 | 〔略〕 | | | |
| 〔略〕 | | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 生活保護関係情報 又は中国残留邦人 等支援給付関係情 報であつて主務省 令で定めるもの | 〔略〕 | | | |

| | | |
|---|------------|---|
| <p>道府県知事等</p> | <p>〔略〕</p> | <p>道府県知事等</p> |
| <p>百八 都道府県知事 又は市町村長</p> | <p>〔略〕</p> | <p>支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> |
| <p>都道府県知事等</p> | <p>〔略〕</p> | <p>厚生労働大臣又は都道府県知事等</p> |
| <p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> | <p>〔略〕</p> | <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p> |
| <p>百八 都道府県知事 又は市町村長</p> | <p>〔略〕</p> | <p>道府県知事等</p> |
| <p>百八 都道府県知事 又は市町村長</p> | <p>〔略〕</p> | <p>支援給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> |
| <p>都道府県知事等</p> | <p>〔略〕</p> | <p>厚生労働大臣又は都道府県知事等</p> |
| <p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> | <p>〔略〕</p> | <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| 〔略〕 | | |
| 〔略〕 | 給付の支給又は 地域生活支援事 業の実施に関す る事務であつて 主務省令で定め るもの | |
| 〔略〕 | 〔略〕 | |
| 〔略〕 | 〔略〕 | |

| | | |
|-----|--|--|
| 〔略〕 | | |
| 〔略〕 | 給付の支給又は 地域生活支援事 業の実施に関す る事務であつて 主務省令で定め るもの | |
| 〔略〕 | 〔略〕 | |
| 〔略〕 | 〔略〕 | |

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）（附則第十二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正後

（住民基本台帳法の一部改正）

第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

〔略〕

別表第一の七十四の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、「又は受給権者に係る届出」を、「受給権者に係る届出又は同法第八十九条の保険料その他徴収金の徴収」に改め、同表の七十七の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、「又は受給権者に係る」を、「受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法百十九条の三の設立の認可又は同法百三十九条の」に改め、同表の七十七の六の項中「届出」の下に「、同法第六十七条第一項の個人型年金加入者等に関する原簿若しくは同条第二項の個人型年金加入者等に関する帳簿の記録及び保存」を加え、「規定による」を削り、「一時金」の下に「若しくは同法附則第三条第二項の脱退一時金」を加え、同表の七十七の八の項中「厚生労働省」の下に「及び日本年金機構」を加え、「同法第十三条第三項の一時金の支給」を「同法第六条第一項の永住帰国旅費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは同法第十八条第一項の一時帰国旅費の支給又は同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付」に改め、同項

改正前

（住民基本台帳法の一部改正）

第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

〔略〕

別表第一の七十四の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、「又は受給権者に係る届出」を、「受給権者に係る届出又は同法第八十九条の保険料その他徴収金の徴収」に改め、同表の七十七の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、「又は受給権者に係る」を、「受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法百十九条の三の設立の認可又は同法百三十九条の」に改め、同表の七十七の六の項中「届出」の下に「、同法第六十七条第一項の個人型年金加入者等に関する原簿若しくは同条第二項の個人型年金加入者等に関する帳簿の記録及び保存」を加え、「規定による」を削り、「一時金」の下に「若しくは同法附則第三条第二項の脱退一時金」を加え、同表の七十七の八の項中「厚生労働省」の下に「及び日本年金機構」を加え、「同法第十三条第三項の一時金の支給」を「同法第六条第一項の永住帰国旅費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは同法第十七条第一項の一時帰国旅費の支給又は同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付」に改め、同項

を同表の七十七の十四の項とし、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし、同表の七十七の六の項の次に次のように加える。

〔略〕

別表第二の五の項中「(平成六年法律第百十七号)」を削り、「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|-------------------------------------|--|
| 〔略〕 | 〔略〕 |
| 五の二十七 市長 又は福祉事務所 を管理する町村 長 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号。以下この項、別表第三の七の十三の項、別表第四の四の二十七の項及び別表第五第十号の三において「平成十九年改正法」とい |

を同表の七十七の十四の項とし、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし、同表の七十七の六の項の次に次のように加える。

〔略〕

別表第二の五の項中「(平成六年法律第百十七号)」を削り、「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|-------------------------------------|---|
| 〔略〕 | 〔略〕 |
| 五の二十七 市長 又は福祉事務所 を管理する町村 長 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)による同法附則第四条第一項の支援給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

う。)による平成十九年改正法附則第四条
第一項の支援給付の支給又は中国残留邦
人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後
の自立の支援に関する法律の一部を改正
する法律(平成二十五年法律第 号。

以下この項、別表第三の七の十三の項、
別表第四の四の二十七の項及び別表第五
第十号の三において「平成二十五年改正
法」という。)附則第二条第一項の規定に
よりなお従前の例によることとされた平
成二十五年改正法による改正前の中国残
留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律による同
法第十四条第一項の支援給付の支給、平
成二十五年改正法附則第二条第二項の規
定によりなお従前の例によることとされ
た平成二十五年改正法による改正前の中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永
住帰国後の自立の支援に関する法律によ
る同法第十四条第三項の支援給付の支給
若しくは平成二十五年改正法による平成
二十五年改正法附則第二条第三項の支援

| | | | |
|-----|--|---|--|
| 〔略〕 | <p>五の二十九 市町 村長</p> | <p>五の二十八 町村 長（福祉事務所 を管理する町村 長を除く。）</p> | <p>給付若しくは平成二十五年改正法附則第 三条第一項の配偶者支援金の支給に関す る事務であつて総務省令で定めるもの</p> |
| 〔略〕 | <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律による 同法第十三条第二項若しくは第四項の保 険料の納付又は同条第三項の一時金の支 給に関する事務のうち、同条第五項の規 定に基づく政令により市町村長が行うこ ととされたものに関する事務であつて総 務省令で定めるもの</p> | <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律による 同法第十四条第四項（第十五条第三項に おいて準用する場合を含む。）の規定によ りその例によることとされた生活保護法 第二十四条第十項の申請の経由に関する 事務であつて総務省令で定めるもの</p> | |

| | | | |
|-----|---|--|--|
| 〔略〕 | <p>五の二十九 市町 村長</p> | <p>五の二十八 町村 長（福祉事務所 を管理する町村 長を除く。）</p> | |
| 〔略〕 | <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律に よる同法第十三条第二項若しくは第四項 の保険料の納付又は同条第三項の一時金 の支給に関する事務のうち、同条第五項 の規定に基づく政令により市町村長が行 うこととされたものに関する事務であつ て総務省令で定めるもの</p> | <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律に よる同法第十四条第四項の規定によりそ の例によることとされた生活保護法第二 十四条第十項の申請の経由に関する事務 であつて総務省令で定めるもの</p> | |

別表第三の七の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|--|
| 〔略〕 | 〔略〕 |
| 七の十三 都道府 県知事 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平 |

別表第三の七の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|--|
| 〔略〕 | 〔略〕 |
| 七の十三 都道府 県知事 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）による同法附則第四条第一項の支援給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| | |
|-----|---|
| 〔略〕 | <p>成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> |
|-----|---|

〔略〕

別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 〔略〕 | 〔略〕 |
| <p>四の二十七 市長 又は福祉事務所 を管理する町村 長</p> | <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従</p> |

| | |
|-----|-----|
| 〔略〕 | 〔略〕 |
|-----|-----|

〔略〕

別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|--|
| 〔略〕 | 〔略〕 |
| <p>四の二十七 市長 又は福祉事務所 を管理する町村 長</p> | <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）による同法附則第四条第一項の支援給付の支給に関する事務であつて総務省令で定め</p> |

| | |
|--|---|
| <p>四の二十八 町村 長（福祉事務所 を管理する町村 長を除く。）</p> | |
| <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第四項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされた生活保護法</p> | <p>前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支給若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> |
| <p>四の二十八 町村 長（福祉事務所 を管理する町村 長を除く。）</p> | |
| <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第四項の規定によりその例によることとされた生活保護法第二十四条第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> | <p>るもの</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>四の二十九 市町 村長</p> | <p>第二十四条第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> |
| <p>〔略〕</p> | <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付又は同条第三項の一時金の支給に関する事務のうち、同条第五項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> |

〔略〕
別表第五第十号の次に次の九号を加える。

〔略〕

十の三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による

| | |
|------------------------|--|
| <p>四の二十九 市町 村長</p> | <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付又は同条第三項の一時金の支給に関する事務のうち、同条第五項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> |
| <p>〔略〕</p> | <p>〔略〕</p> |

〔略〕
別表第五第十号の次に次の九号を加える。

〔略〕

十の三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）による同法附則第四条第一項の支援給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

〔略〕

〔略〕